

# 令和8年度 堺市立消費生活センター会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要項

## 1 職務内容

消費生活センターにおける苦情相談業務、啓発業務

## 2 応募資格

本業務に関する知識と職務を遂行する熱意と、次のいずれかの資格を有し、パソコンの基本操作ができる方。地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する方は受験できません。

(1) 消費者安全法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員の資格を有する方

(2) 平成28年4月1日時点で、3資格(消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活

コンサルタント)のいずれかを有し、かつ(ア)または(イ)の通算1年以上の実務経験がある方

(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)(景表法等改正等法)附則第3条の規定により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた方)

(ア)平成23年4月1日から平成28年3月31日までの期間に実務経験が通算1年以上ある方

(イ)上記(ア)には該当しないが、平成28年3月31日以前に実務経験が通算1年以上あり、指定講習を修了している方

## 3 採用予定人数

1名

## 4 勤務場所

堺市立消費生活センター(堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堀富士ビル6階)

## 5 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

\*勤務実績等に応じて、任期が更新される場合があります

## 6 勤務条件等

### (1) 報酬等

・基本報酬 月額 179,800円(令和8年1月現在)

\*別途時間外勤務手当あり

\*任期更新時は経験年数に応じた加算あり

・期末勤勉手当 6月と12月に支給

・通勤費 月額 55,000円を上限に支給

### (2) 勤務日

月曜日から金曜日までのうち4日(勤務日については、採用時に指定)

### (3) 勤務時間 週25時間勤務

・午前9時から午後5時15分までの7時間30分勤務(休憩時間45分)…週3日

・午前9時30分から12時までの2時間30分勤務…週1日

(4) 休日

土・日曜日、祝日及び週のうち所属長が指定する1日、年末年始  
(ただし、イベント等により変更する場合あり)

(5) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（夏季・介護など）

(6) 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償制度等

7 申込方法

(1) 提出書類

①履歴書（市指定様式：堺市ホームページ参照、写真貼付）

②応募資格要件を満たしていることを証明するもの

・応募資格(1)の場合

資格合格証の写し

・応募資格(2)(ア)の場合

3 資格いずれかの資格証明書の写し及び実務経験証明書

・応募資格(2)(イ)の場合

3 資格いずれかの資格証明書の写し及び実務経験証明書に加え、指定講習会修了証の写し

\*なお、提出していただいた書類はお返しいたしませんのでご留意ください。

(2) 受付方法及び期間

持参又は郵送により令和8年2月10日（火）まで

・持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

・郵送の場合は、簡易書留にて令和8年2月10日（火）【必着】

(3) 受付・宛先

堺市立消費生活センター（南海高野線「堺東」駅 北西出口すぐ 末尾地図参照）

〒590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階

(4) 受験票の送付

令和8年2月12日（木）以降発送予定

（令和8年2月18日（水）までに届かない場合はご連絡ください）

8 採用試験

(1) 日 時 令和8年2月22日（日）午前9時30分集合

(2) 場 所 堺市立消費生活センターまたは堺市役所本館（詳細は受験票に記載）

(3) 持ち物 筆記用具と受験票（後日郵送）

(4) 時 間 ①小論文 午前9時45分から10時45分まで

②面接 午前11時から

(5) 結果 選考の合否について、受験者全員に通知

9 問合せ先

堺市 市民人権局 市民生活部 消費生活センター

〒590-0076 堺市堺区北瓦町2丁4番16号

堺富士ビル6階

電話：(072) 221-7908

